資 料

改訂第3次せんなん男女平等参画プラン策定の経過

年 月 日	内 容
平成 23 年 5 月 30 日	第1回 泉南市男女共同参画推進懇話会
+1%, 20 + 0 / 1 00 H	・委員の選任
	第2回 泉南市男女共同参画推進懇話会
平成 23 年 7 月 6 日	・「(仮称) 泉南市男女平等参画推進条例」の素々案について
	・「第3次せんなん男女平等参画プラン」の課題について
平成 23 年 7 月 28 日	第3回 泉南市男女共同参画推進懇話会
+1%, 20 + 1 /3 20 H	・「第3次せんなん男女平等参画プラン」の骨子案について
	第4回 泉南市男女共同参画推進懇話会
平成 23 年 9 月 14 日	・「(仮称) 泉南市男女平等参画推進条例」案のパブリックコメントについて
	・「第3次せんなん男女平等参画プラン」の素案について
	第5回 泉南市男女共同参画推進懇話会
平成 23 年 11 月 22 日	・「第3次せんなん男女平等参画プラン」の素案について
	・泉南市男女平等参画推進条例案の12月議会への上程について
平成 23 年 12 月 26 日	パブリックコメントの実施
~平成 24 年 1 月 26 日	7 7 7 7 7 7 7 1 V 1 V 1 V 1 V 1 V 1 V 1
	第6回 泉南市男女共同参画推進懇話会
平成 24 年 2 月 7 日	・泉南市男女平等参画推進条例の制定について
1,221 + 2,7,7	・せんなん男女平等参画プランについてのパブリックコメントの結果につい
	て
	泉南市男女平等参画施策推進本部会議
平成 29 年 10 月 27 日	・「第3次せんなん男女平等参画プラン」改訂に伴う基本方針(案)につい
	て
平成 29 年 11 月 2 日	泉南市男女平等参画審議会
平成 30 年 1 月 15 日~	「改訂第3次せんなん男女平等参画プラン」(案)に対するパブリックコメ
2月14日	ントの実施
平成 30 年 2 月 16 日	泉南市男女平等参画施策推進本部会議
1200 丁 1 万 1 0 日	・「改訂第3次せんなん男女平等参画プラン」策定

泉南市男女共同参画推進懇話会委員名簿

氏 名	所属団体・職名等
◎肥田 和子	学識経験者
小合 愛子	市内学校教員
梅田 幸夫	人権啓発推進協議会会長
西出 恵子	婦人団体協議会会長
山田きみ子	社会福祉協議会会長
岡田多加志	市内団体従業員代表
古谷美枝子	人権擁護委員
〇樫原 節子	消費生活専門相談員
古谷 悦子	市民代表(公募)

(敬称略)

◎座長 ○副座長

泉南市男女平等参画審議会委員名簿

氏 名	所属団体・職名等
◎肥田 和子	学識経験者
〇船越 勝昭	市内団体従業員代表
樫原 節子	消費者相談員
古谷 悦子	元男女共同参画推進懇話会市民代表
岡本 晃	市民代表(公募)

(敬称略)

◎会長 ○副会長

世界・国・大阪府・泉南市のこれまでの動き

	世界	围	大阪府
	H DF		(泉南市は【 】内)
昭和 50 年	• 国際婦人年	• 婦人問題企画推進本部設置	
(1975年)	(目標:平等、発展、平和)	• 婦人問題企画推進本部会議	
	• 国際婦人年世界会議	開催	
	(メキシコシティ)		
	「世界行動計画」採択		
昭和 52 年		・「国内行動計画」策定	・大阪府婦人問題推進会議
(1977年)			設置
昭和 54 年	・国連第34回総会		· 大阪府婦人問題企画推進
(1979年)	「女子差別撤廃条約」採択		本部設置
昭和 55 年	・「国連婦人の 10 年」中間		・ 企画部に婦人政策係設置
(1980年)	年世界会議		
	(コペンハーゲン)		
	「国連婦人の 10 年後半期行		
	動プログラム」採択		
昭和 56 年	・「IL0156 号条約」採択	•「国内行動計画後期重点目	・「女性の自立と参加を進め
(1981年)	(男女労働者特に家族的責	標」策定	る大阪府行動計画」策定
	任を有する労働者の機会		
	均等及び均等待遇に関す		
	る条約)		
昭和 57 年			・企画部に婦人政策室設置
(1982年)			
昭和 58 年			
(1983年)			
昭和 60 年	・「国連婦人の 10 年」最終	・「国籍法及び戸籍法の一部を	
(1985年)	年世界会議(ナイロビ)	改正する法律」施行	
	「婦人の地位向上のための	(国籍の父母両系主義確立)	
	ナイロビ将来戦略(ナイ	・「女性差別撤廃条約」批准	
	ロビ戦略)」採択		
	(1986~2000年)		
昭和 61 年		•「男女雇用機会均等法」施行	・「21 世紀をめざす大阪府
(1986年)			女性プラン」(第2期行動
			計画) 策定
昭和 62 年		・「西暦 2000 年に向けての新	
(1987年)		国内行動計画」策定	

	世界	国	大阪府 (泉南市は【 】内)
昭和 63 年			
(1988年)			
平成元年	・「子どもの権利条約」採択	· 学習指導要領改訂 (中学 ·	
(1989年)		高校家庭科の男女必修化)	
平成2年	· 国連経済社会理事会		
(1990年)	「婦人の地位向上のための		
	ナイロビ将来戦略の実施		
	に関する第 1 回見直しと		
	評価に伴う勧告及び結		
	論」採決		
平成3年		・「西暦 2000 年に向けての新	・「男女協働社会の実現をめ
(1991年)		国内行動計画」第1次改訂	ざす大阪府第3期行動計
			画〜女と男のジャンプ・
			プラン」策定
			•「大阪府女性基金」設置
			▽【市長公室企画広報課に
			女性政策担当を設置】
平成4年		・「育児休業等に関する法律」	▽【「泉南市女性問題懇話
(1992 年)		施行	会」を設置】
		•婦人問題担当大臣設置	
		・「農山漁村の女性に関する中	
		長期ビジョン(新しい農山	
		漁村の女性 2001 年)」策定	- Vertebraha (co. o o o o o o o o o o
平成5年	・国連第48回総会「女性に	・中学校の家庭科男女共修開 ,,	▽【「泉南市における女性政
(1993 年)	対する暴力の撤廃に関す	始	策推進のための基本的な
	る宣言」	・「パートタイム労働法」施行	考え方について」の提言】
	・国連世界人権会議「ウィ		▽【「泉南市女性政策推進本
	ーン宣言及び行動計画」		部」を設置(本部長:市
	採択		長)】
			▽【市長公室人権啓発室に
			女性政策担当窓口を移
			動】

	世界	国	大阪府 (泉南市は【 】内)
平成 6 年	 • 国際家族年	・高校の家庭科男女共修開始	・「大阪府女性基金プリムラ
(1994年)	・国際人口・開発会議	 男女共同参画室設置 	賞」創設
	(カイロ)	 男女共同参画審議会設置 	・ドーンセンター(大阪府
	・ILO「パートタイムに関す	(政令)	立女性総合センター)開
	る条約」及び勧告を採択	男女共同参画推進本部設置	館
平成7年	・国連人権委員会	・「IL0156 号条約」批准	・「男女協働社会の実現をめ
(1995年)	「女性に対する暴力をなく	•「育児休業法」改正	ざす府民意識調査」結果
	す決議」採択	(介護休業制度の法制化)	報告
	·第 4 回世界女性会議(北	・「子育て支援総合計画 (エン	▽【「せんなん女性プラン」
	京)「北京宣言及び行動綱	ゼルプラン)」スタート	を策定】
	領」採択		▽【「男女平等に関する市民
			意識調査」実施】
平成8年	・第 1 回子どもの性の商業	・「男女共同参画 2000 年プラ	・大阪女子大学に女性学研
(1996年)	的搾取に関する世界会議	ン」策定	究センター開設
	(ストックホルム)		•「大阪府女性問題懇話会提
			言書」提出
平成9年		• 男女共同参画審議会設置	・「男女協働社会の実現をめ
(1997年)		(法律)	ざす大阪府第3期行動計
		• 「男女雇用機会均等法、労働	画(改定)〜新 女と男
		基準法、育児・介護休業法	のジャンプ・プラン」策
		の一部を改正する法律」成	定
		立	▽【女性問題啓発冊子『Step
			(女と男がともに生きる
			未来へ)』の発行(以後毎
			年)】
			▽【人権推進部人権啓発課
			に女性政策係を設置】
平成 10 年			▽【「女性相談」開設】・女性政策課を男女協働社
平成 10 年 (1998 年)			・女性政承謀を男女協側任 会づくり課に改称
(1990 +)			
			意識調査」を実施】
			心戦別旦」で大肥』

	世界	国	大阪府 (泉南市は【 】内)
平成 11 年 (1999 年)	• 国連炼即総合「 ナ 株 2000	・「男女雇用機会均等法」改正施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定)	・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領実 施のための更なる行動と イニシアティブ (成果文 書)」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」施行 ・「ストーカー行為規制法」施 行	
平成 13 年 (2001 年)		・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律(DV 防止法)」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての 両立支援策の方針につい て」	 ・「大阪府男女協働社会づくり審議会」答申 ・男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称 ・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定 ▽【「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施】
平成 14 年(2002 年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「大阪府男女共同参画推進 条例」施行 ▽【泉南市女性問題懇話会が「泉南市男女平等(共同)参画ビジョン」を提言】 ▽【「せんなん男女平等参画プラン」策定】

	世界	=	大阪府
			(泉南市は【 】内)
平成 15 年		男女共同参画推進本部決定	・「男女いきいき・大阪元気
(2003年)		「女性のチャレンジ支援策の	宣言事業者顕彰制度」創
		推進について」	設
		•「次世代育成支援対策推進	•「大阪府男女共同参画審議
		法」施行	会」答申
		男女共同参画社会の将来像	▽【人権推進部人権推進課
		検討会開催	男女共同参画係に名称を
		・第4回・5回女子差別撤廃	変更】
		条約実施状況報告審議	▽【せんなん男女共同参画
			ルーム(ステップ)開設】
平成 16 年		男女共同参画推進本部決定	▽【「女性のための電話相
(2004年)		「女性国家公務員の採用・登	談」開設】
		用の拡大等について」	▽【「せんなん男女平等参画
		・男女共同参画社会の将来像	プラン」実施計画(平成
		検討会報告書のとりまとめ	16年~18年)策定】
		・「DV 防止法」改正及び同法	
		に基づく基本方針の策定	
平成 17 年	・第 49 回国連婦人の地位委	•「男女共同参画基本計画(第	・「大阪府配偶者からの暴力
(2005年)	員会(国連「北京+10」	2 次)」策定	の防止及び被害者の保護
	施回閣僚級会合)	・「女性の再チャレンジ支援プ	に関する基本計画」策定
	(ニューヨーク)	ラン」策定	
平成 18 年		男女共同参画推進本部決定	•「大阪府男女共同参画計画
(2006年)		「国の審議会等における女性	改訂版(おおさか男女共
		委員の登用の促進につい	同参画プラン)(改訂版)」
		て」	策定
		•「男女雇用機会均等法」改正	▽【「泉南市民人権意識調
			査」実施】
			▽【「男女平等に関する職員
			意識調査」実施】
平成 19 年		・「DV 防止法」一部改正	▽【「改訂せんなん男女平等
(2007年)		・「仕事と生活の調和(ワー	参画プラン」策定】
		ク・ライフ・バランス) 憲	
		章」および「仕事と生活の	
		調和推進のための行動指	
		針」決定	

	世界	国	大阪府 (泉南市は【 】内)
平成 20 年 (2008 年)		・改正「DV 防止法」施行	・「大阪府における男女共同 参画施策の検証・評価シ ステムのあり方につい て」答申 ・「大阪府配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護
			に関する基本計画」改定 ▽【「せんなん男女共同参画 ルームネットワーク(ス テップネット)」発足】 ▽【「泉南市配偶者からの暴 力防止連絡会議」設置】
平成 21 年			・「男女共同参画に関する府
(2009年)			民意識調査」実施
平成 22 年	・「北京+15」記念会合とし	・「改正育児介護休業法」施行	▽【「泉南市女性の就労実態
(2010 年)	て「第 54 回国連婦人の地 位委員会」を開催	・「第3次男女共同参画基本 計画」策定	調査」実施】
平成 23 年	ジェンダー平等と女性の		・「おおさか男女共同参画プ
(2011年)	エンパワーメントのため の国際機関(UN Women) 正式発足		ラン」策定 ・「大阪府配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護 に関する基本計画」改定 ▽【「泉南市男女平等参画推 進条例」制定】 ▽【「第3次せんなん男女平 等参画プラン」策定】
平成 24 年 (2012 年)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	▽【「男女平等参画都市宣言」実施】

	世界	国	大阪府
		II. In a summary of the state o	(泉南市は【】内)
平成 25 年		・若者・女性活躍推進フォー	
(2013年)		ラムの開催、提言	て「せんなん女性議会」
		・「配偶者からの暴力の防止及	実施】
		び被害者の保護等に関する	
		法律」改正(平成 26.1 施行)	
		「日本再興戦略」(平成	
		25.6.14 閣議決定)の中核	
		に「女性の活躍推進」が位	
		置付けられる	
平成 26 年	・第 58 回国連婦人の地位委	・「日本再興戦略」改定 2014	
(2014年)	員会	(平成 26.6.24 閣議決定)に	
	「自然災害におけるジェン	「『女性が輝く社会』の実現」	
	ダー平等と女性のエンパワ	が掲げられる	
	ーメント」決議案採択	・女性が輝く社会に向けた国	
		際シンポジウム	
		(WAW!Tokyo2014) 開催	
		・「すべての女性が輝く社会づ	
		くり本部」設置	
		「すべての女性が輝く社会づ	
		くり推進室」発足	
平成 27 年	・国連「北京+20」記念会	・「女性活躍加速のための重点	・OSAKA 女性活躍推進会議
(2015年)	合(第 59 回国連婦人の地	方針 2015」策定	を設置
	位委員会)	・「女性の職業生活における活	・「大阪府における新たな男
	(ニューヨーク)	躍の推進に関する法律」公	女共同参画計画の策定に
	・第 3 回国連防災世界会議	布	関する基本的な考え方に
	(仙台)	・「第 4 次男女共同参画基本計	ついて」答申
	「仙台防災枠組」採択	画」策定	・女性が輝く OSAKA 行動宣
			言発表
			▽【「男女平等に関する職員
			意識調査」実施】
平成 28 年		・「女性活躍加速のための重点	
(2016年)		方針 2016」策定	
		・「ストーカー規制法」改正	

育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。1992(平成4)年4月に育児休業法として施行された後、1995(平成7)年5月から介護休業制度が付加された。育児休業に関しては、民間企業の男女労働者が1歳(特定の事情がある場合には、最長2歳)未満の子の養育のために育児休業をとることができること、介護休業に関しては、期間は通算して93日を限度とし、家族が負傷、疾病、障害で要介護状態にある時、その介護のために労働者が休業することを認める制度。事業主は育児休業・介護休業の取得を理由に労働者を解雇することはできないことなどが定められている。また、小学校就学前の子を養育する労働者は、1年度に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇を取得することができる。

SDGs (エスディージーズ)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能とするために、すべての国連加盟国が 2015 年から 2030 年までに取り組む目標をいう。17 分野の目標が設定されており、貧困や教育、ジェンダー、エネルギー、平和に関することなどが挙げられている。

エンパワメント (Empowerment)

力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭などの社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。

キャリア教育

進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を 選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会 人・職業人として自立していくために必要な能力や態 度を身につけること。

ジェンダー (Gender)

オス・メスという生物学的な性差=セックス (Sex) に対して、社会的・文化的につくられた性差をジェン ダー (Gender) という。いわゆる「女らしさ、男らしさ」 の概念は社会や文化によって後天的につくられるもの で、生まれながらの生物学的な性差とは異なり、社会 的条件によって左右される面が大きく、国や地域、時

代によって変遷するものであることが世界的にも認められるようになった。日本では、1996(平成8)年12月に策定された「男女共同参画2000年プラン」で初めてジェンダーについて触れられ、それに基づく調査、研究が進められている。

ストーカー行為

2016 (平成28) 年に改正されたストーカー規制法において、規制対象行為が拡大された。具体的には、SNSやブログ等にメッセージやコメントを送り続ける行為、住居付近等をみだりにうろつく行為、性的羞恥心を害する電磁的記録や記録媒体を送りつける行為が追加された。また、ストーカー行為罪が非親告罪化され、被害者の告訴がなくても、公訴を提起することができるようになった。

性同一性障害

身体の性別 (Sex) と心の性 (Gender) との間に食い違いが生じ、それに対して "障害"を感じている状態のこと。2003 (平成15) 年に制定された「性同一性障害者の性別取り扱い特例法」により、性別適合手術を受けた者については、条件つきで戸籍の性別を変えることができるようになった。

セクシュアル・ハラスメント

(Sexual Harassment)

性的いやがらせのこと。「相手方の意に反した、性 的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕 事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを 繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」(厚生労働省)を言う。性的な性質の言動とは、身体への不必要な接触、性的冗談やからかいなどのほか、ヌードポスターの掲示なども含み、あらゆる場におけるさまざまな様態のものが含まれる。セクハラは雇用の場に限らず、学校や病院、福祉施設などの研究機関などでおこるハラスメントも問題となっている。改正・男女雇用機会均等法には、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のために、事業主には雇用管理上の配慮義務が課せられることになった。

男女共同参画社会基本法

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を充分に発揮することができる「男女共同参画社会」をつくっていくために、総合的、計画的に取り組む基本となる法律で、1999(平成11)年6月に制定、施行された。この法律は、①「男女の人権の尊重」、②「社会における制度又は慣行についての配慮」、③「政策等の立案及び決定への共同参画」、④「家庭生活における活動と他の活動の両立」、⑤「国際的協調」の5つの基本理念を掲げ、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、行政の施策の方向を定めている。

この法律に基づいて、2000 (平成12) 年12月には、 男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示 した「男女共同参画基本計画」が策定された。ここで は、「男女共同参画社会」とは、「男女が対等な構成員 として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均 等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受す ることができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定 義されている。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。1986(昭和61)年に施行、2006(平成18)年6月に2度目の改正が行われ、一見、性別に中立なようにみえても、結果的には女性への差別につながることを「間接差別」として禁止す

る考え方が盛りこまれた。主な改正点は①性別による 差別禁止の範囲の拡大、②「間接差別」の禁止、③妊 娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、④セク シュアル・ハラスメント対策の強化、⑤母性健康管理 措置。

デートDV

交際相手との間で起こる暴力のこと。身体的暴力の 他に言葉による暴力、脅迫や無視、束縛や行動の制限、 性的な行為の強要、お金を払わせる・貸すことを強要 する行為などがある。

DV 防止法

正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。2001 (平成13) 年4 月公布。夫や親しい間柄にある男性から女性に向けられる暴力「ドメスティック・バイオレンス (DV)」の防止を目的とする法律。この法律ができたことによって、これまで「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での夫婦間の暴力が、公式に「犯罪」と認められることになった。配偶者(事実婚を含む)から暴力を受けた場合、被害者は、「配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができる。

同一価値労働同一賃金

性別、雇用形態(正規/非正規社員)などに関係な く、同一の職種に従事する労働者に対して同一の賃金 水準を適用し、労働の量に応じて賃金を支払うという 原則のこと。「ペイ・エクイティ(Pay Equity)」とも いう。

ドメスティック・バイオレンス

(Domestic Violence = DV)

夫や恋人などごく親しい男女間で起こる暴力を指して使われる。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、避妊に協力しないなど、女性の身体の安全や尊厳を脅かす力の行使全てがドメスティック・バイオレンスと定義される。DV の被害女

性を保護するシェルターや相談機関の充実、加害男性 の再教育プログラムの構築と実施に向けた取り組みが 求められている。2001 (平成13) 年4 月に「DV 防止法」 が成立し、DV は犯罪として認められることになった。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

継続的に不平等な待遇を受けてきた人たちを優先的に取り扱うよう義務づけることによって、「機会の平等」より一歩進んだ「実質的平等」を獲得することをねらいとした措置をいう。労働や政治の分野での取り組みが強く求められており、不平等な立場におかれている人に対して優先枠を設ける「クオータ制」の採用や、目標や達成年次を定めることなど具体的な実行計画の設定がこれに含まれる。わが国では、改正男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法でこれについて触れている。また、男女共同参画基本計画でも「制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションが不可欠である」という認識が示されている。

メディア・リテラシー (Media Literacy)

リテラシーとは、読み書き能力、識字のこと。メディア・リテラシーとは、「メディアの情報を読み解き、活用する能力」という意味で、新聞やテレビなどのマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のことをいう。メディア・リテラシーで大切なことは、メディアの伝えている内容が「ありのままの現実」ではなく、一定の意図のもとに編集・構成されたものであることに気づくことである。イギリスやオーストラリアなどでは、内容を読み解き、制作も手がけるメディア教育が盛んに行われている。最近は電子メディアの発達の中で、女性が新しい技術に取り残される懸念があり、その対策が求められる。

メンタルヘルス (Mental Health)

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、 精神保健などとも呼ばれる。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive Health /Rights)

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。 1994 (平成6) 年9 月にカイロで開催された国際人口・開発会議において、今後20年間の指針となる人口問題解決への行動計画が採択された。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」はその中の重要な考え方の1 つで、女性が生涯にわたる包括的な性と健康と、これらの問題について十分な情報を得て自己決定する権利が含まれている。たとえば、自らの性と生殖について十分な情報を得ることができ、安全な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むなら何時、何人産むかを決定する自由をもつことができる、とされている。

ロールモデル (Roll Model)

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。「女性のチャレンジ支援策について」(2003(平成15)年4月男女共同参画会議意見)では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

ワーク・ライフ・バランス (Work Life Balance)

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さま ざまな活動について自ら希望するバランスで展開でき る状態のことをいう。

女性差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

昭和60年(1985年)批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに 男女の権利の平等に関する信念を改めて確認しているこ とに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に 平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平 等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子 に対する差別が依然として広範に存在していることを憂 慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用 のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受 する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男 女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトへイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、 植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支 配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に 参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割 とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要 であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に 基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、 社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野において も、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。) が 男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、 享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又 は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、 女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手 段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及 びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、 男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適 当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法 その他の措置(適当な場合には制裁を含む。) をと ること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も 差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従っ て行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤 廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習 及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当 な措置(立法を含む。) をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定 を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。) をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性 についての適正な理解並びに子の養育及び発育にお ける男女の共同責任についての認識を含めることを 確保すること。あらゆる場合において、子の利益は 最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。) をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に 対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をと るものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次 の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利 並びにすべての公選による機関に選挙される資格を 有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに 政府のすべての段階において公職に就き及びすべて

の公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機 関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、 外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動 的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍 を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と 平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の 平等を基礎として次のことを確保することを目的とし て、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当 な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における 職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同 一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、 技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる 種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格 を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設 備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退 学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的 情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享 受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の 権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。) についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障 並びに労働に係るすべての給付及び条件について の権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職 業訓練及び継続的訓練を含む。) を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。) についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する 差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権 利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置 をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻を しているかいないかに基づく差別的解雇を制裁課 して禁止すること。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、 従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失 を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の 保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上 及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものと し、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用 を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス (家族計画に関連するものを含む。) を享受する機 会を確保することを目的として、保健の分野におけ る女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当 な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。) 並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に 次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び 社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃す るためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面にお ける文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家 族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨 幣化されていない経済の部門における労働を含む。)

- を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条 約の適用を確保するためのすべての適当な措置をと る。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施 に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス (家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。) を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。) の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。) 並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を 通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織 する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術 を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに 入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する 権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を 認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の 法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使す る同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結

し及び財産を管理することにつき女子に対して男子 と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続 のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱 う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書 (種類のいかんを問わない。) を無効とすることに 同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の 自由に関する法律において男女に同一の権利を与え る。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項に ついて女子に対する差別を撤廃するためのすべての 適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎 として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意 のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。) としての同一の権利及び 責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに 類する制度が存在する場合にはその制度に係る同 一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の 利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有 し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分する ことに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものと

し、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。) がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿 の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自 国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生 の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総 長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前ま でに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇 月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、 指名された者のアルファベット順による名簿(これら の者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を 作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、 最初の選挙において選出された委員のうち九人の委

員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人 の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長に よりくじ引きで選ばれる。

- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2 から4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重 要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を 得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任 務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を 提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を 検討するために原則として毎年二週間を超えない期 間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委 員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて 毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国 から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般 的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの 提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意 見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に 記載する。
 - 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定 であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響 を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全 な実現を達成するためのすべての必要な措置をとるこ とを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、 国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託す

ることによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面 による通告により、いつでもこの条約の改正を要請す ることができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連 合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力 を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた 留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、 その撤回をすべての国に通報する。このようにして通 報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争 で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争 当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の 日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国 が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、 国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争 を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの 条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣 言することができる。他の締約国は、そのような留保 を付した締約国との関係において1 の規定に拘束さ れない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連 合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を 撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの 条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条一第二十八条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の 平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、 国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が 国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別 にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することが できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付 け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形 成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要で ある。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会 経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実 現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形 成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及 び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定 めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的か

つ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女 のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する ことをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての 尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱 いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機 会が確保されることその他の男女の人権が尊重される ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等 な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策 又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し て参画する機会が確保されることを旨として、行われな ければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画 社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」とい う。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合 的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同 参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及 びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施 策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会の あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同 参画社会の形成に寄与するように努めなければならな い。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策についての報告を提出しなければな らない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の

形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を 作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同 参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男 女共同参画基本計画」という。)を定めなければなら ない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定 めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、 男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求め なければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更につい て準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、 当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都 道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければな らない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず べ

き男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大

綳

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共 同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基 本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。) を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又 は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、 基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置 を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。 (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずる

ように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」 という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に 規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係 各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を 調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要 があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣 に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男 女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要が あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に 対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって 組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総 理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有す る者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数 の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要 があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視 又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、 説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び 議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令 で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会 設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規 定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第 一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもっ て存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。
 - この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から 施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第 二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の 日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、 当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの 法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で 定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成 十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げ る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号) 最終改正:平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二 条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第 五条)

第三章 被害者の保護 (第六条-第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雜則(第二十三条—第二十八条)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の 平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取 組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力 を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止 するとともに、被害者の自立を支援することを含め、そ の適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及 び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において 「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (以下この条並びに次条第一項及び第三項において 「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本 計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す

る基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し なければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府 県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条 において「都道府県基本計画」という。)を定めなけれ ばならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に 即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村 における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条に おいて「市町村基本計画」という。)を定めるよう努め なければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村 基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言 その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所 その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力 相談支援センターとしての機能を果たすようにするも のとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機 能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うも のとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又 は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用 等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調 整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を 行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援 助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、 又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して 行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当 たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連 携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導

を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護 を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者 からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同 じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者 暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努め なければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった と認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力 相談支援センター又は警察官に通報することができる。 この場合において、その者の意思を尊重するよう努める ものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規 定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規 定により通報することを妨げるものと解釈してはなら ない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった と認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶 者暴力相談支援センター等の利用について、その有する 情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する 通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に 対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援セ ンターが行う業務の内容について説明及び助言を行う とともに、必要な保護を受けることを勧奨するものと する。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第

百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員 の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けた ときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるもの とする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命 等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加え る旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同 じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。) が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場 合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配 偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離 婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対す る暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、 配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場 合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶 者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離 婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対す る暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身 体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が 加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者か らの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け た後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、 同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において 同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものと する。ただし、第二号に掲げる事項については、申立て の時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共 にする場合に限る。
 - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定

による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を 告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない 場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装 置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信するこ と。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前 六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用 いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る 状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する 文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその 成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条 第一項第三号において単に「子」という。)と同居して いるときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑う に足りる言動を行っていることその他の事情があるこ とから被害者がその同居している子に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため必 要があると認めるときは、第一項第一号の規定による 命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申 立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が 生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた

日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者 の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を 有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居し ている者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第 一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し 掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることそ の他の事情があることから被害者がその親族等に関し て配偶者と面会することを余儀なくされることを防止 するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規 定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害 者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられ ることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力 が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた 日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等 の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居 を除く。以下この項において同じ。) その他の場所に おいて当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族 等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近 をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の 子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親 族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合に あっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、 することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る 事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は 住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁 判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に 掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対す る脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から 受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重 大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる 申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員 に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実が あるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及 び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号 イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立 書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項につ いての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治

四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、 速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶 者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申 立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求め られた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求め た事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方 が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡 しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかに その旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄す る警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとす る。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力 相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しく は保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に 係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項

の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの 原因となることが明らかな事情があることにつき疎明 があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即 時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命 令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原 裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずるこ とができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による 命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項か ら第四項までの規定による命令が発せられているとき は、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければ ならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立て ることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令 を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの 規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、 当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに 抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用

する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を 取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立で) 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の 適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次 に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号 に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同 項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号 及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の

事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに 掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げ る事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保 護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限 り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用 する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の 人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深める ために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発 に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のた めの指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるため の方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護 に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。 (民間の団体に対する援助)
- 第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の 団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。 (都道府県及び市の支弁)
- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を 行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費 用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が 行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が 定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。) に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相 談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならな い。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県 が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第

- 一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五 を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用 の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの 規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における 共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。) をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手 からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手 からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該 関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者か ら引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当 該暴力を受けた者について準用する。この場合において、 これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二 十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読 み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読 み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十
		八条の二に規定
		する関係にある
		相手からの暴力
		を受けた者をい
		う。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶	同条に規定する
	者であった者	関係にある相手
		又は同条に規定
		する関係にある
		相手であった者
第十条第一項か	配偶者	第二十八条の二
ら第四項まで、		に規定する関係

第十一条第二項		にある相手
第二号、第十二		
条第一項第一号		
から第四号まで		
及び第十八条第		
一項		
第十条第一項	離婚をし、又は	第二十八条の二
	その婚姻が取り	に規定する関係
	消された場合	を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又 は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載す べき事項について虚偽の記載のある申立書により保護 命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三

年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討 が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられ るものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前 の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を 目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えら れ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものと する。

附 則(平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前 の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規 定による命令に関する事件については、なお従前の例に よる。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。
 - 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第 一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、 第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、 第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平 成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施 行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二七年法律第六四号)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条·第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十 六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雜則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活

最終改正:平成二九年三月三一日法律第一四号における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女 性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が 尊重されるべきものであることに留意されなければな らない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。) にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。(事業主の責務)
- 第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又 は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関 する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と 家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女

性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら 実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実 施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活に おける活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に 実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関 する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなけ ればならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものと する.
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本 的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策 に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要 な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関 する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定 を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県 の区域内における女性の職業生活における活躍の推進 に関する施策についての計画(以下この条において「都

- 道府県推進計画」という。) を定めるよう努めるものと する。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村 推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項 につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定める ものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主 行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞な く、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画 を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めると ころにより、これを労働者に周知させるための措置を講 じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画 を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めると ころにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画 に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画 に定められた目標を達成するよう努めなければならな

11

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一 般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところ により、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければなら ない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に 同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはなら ない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号の いずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すこ とができる。
 - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したと き
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事 しようとするときは、厚生労働省令で定めるところによ り、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募 集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労 働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定に よる届出があった場合について、同法第五条の三第一項 及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二 項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項 及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定 による届出をして労働者の募集に従事する者について、 同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労 働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、 同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項におい

- て準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の 規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項 の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に 従事させようとする者がその被用者以外の者に与えよ うとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規 定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四 号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募 集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項 の相談及び援助の実施状況について報告を求めること ができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届 出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体 に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を 提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法 について指導することにより、当該募集の効果的かつ適 切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主 又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」と

いう。) は、政令で定めるところにより、事業主行動計 画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主 が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。) を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定 めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更 したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための 措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更 したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動 計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければなら ない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、 職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資 するよう、その事務及び事業における女性の職業生活に おける活躍に関する情報を定期的に公表しなければな らない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進する ための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進する ため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その 他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は 当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事 務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関

する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政 上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主 等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施する ように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生 活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収 集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区

- 域内において第十八条第三項の規定による事務の委託 がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の 構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めると きは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えること ができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内 閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければ ならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及 び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定 法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に 違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲 役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下 の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三 十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三 十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万 円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五 十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報 告をした者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五 十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせ ず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたとき は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚 偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。) 及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五 条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。 (この法律の失効)
- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事 していた者の当該事務に関して知り得た秘密について は、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なお その効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して 知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係 る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項 に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (政令への委任)
- 第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合に おいて、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると 認めるときは、この法律の規定について検討を加え、そ の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

- 第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。
 - 別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。 二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に 関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

附 則(平成二九年三月三一日法律第一四号)

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。
 - 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日二及び三略
 - 二 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条 第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び 第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改 正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」 を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の 規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五 項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附 則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十 三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百 八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十 四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号 に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年

齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定に あっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則 の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の 施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

泉南市男女平等参画推進条例

公布: 平成 23 年 12 月 26 日 条例第 29 号

施行:平成24年4月1日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の 平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤 廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連動して、 男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進められ、男 女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する 最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、 「男女共同参画社会基本法」が制定された。

泉南市においては、平成14年3月に「せんなん男女平等 参画プラン」を策定し、様々な施策を推進してきたが、社 会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や 社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両 立、女性に対する暴力の防止など男女平等参画社会の実現 のために解決すべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、 豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実 現するために、男女平等を基本として、自らの意思によっ て、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮でき る男女平等参画社会の実現が重要となっている。

ここに、泉南市は、男女平等参画の推進を主要な政策として位置付け、男女平等参画社会の実現を目指すために、市、市民、教育関係者及び事業者が一体となって男女平等参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女平等参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民(本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。)、教育関係者(学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。以下同じ。)及び事業者(本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女平等参画施策の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女平等参画の推進を総合的かつ計画

的に行い、もって男女平等参画社会の実現に寄与する ことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政 治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受すること ができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。) 又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
 - (4) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等 の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動 をすることによりその者の生活環境等を害し、又は性 的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を 与えることをいう。
 - (5) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。
 - (6) 性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等は、次に掲げる事項を基本理念として推

進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女 が直接的又は間接的に性別及び性的指向による差別 的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発 揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊 重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人 その他あらゆる人の人権についても尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な 役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選 択に対して中立でない影響を及ぼさないよう見直さ れること。
- (4) 市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。
- (6) 男女平等参画についての取組は、国際社会における 取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留 意し、協調して行うこと。
- (7) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、 健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事 項について、自らが決定する権利が尊重されること。
- (8) 女性に対する暴力は、女性の人権に対する侵害であることから、女性に対する暴力が根絶されること。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、男女平等参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。
 - 2 市は、男女平等参画を推進するため、あらゆる施策 の策定と実施において、男女平等参画社会の実現に配 慮しなければならない。
 - 3 市は、男女平等参画の推進に当たり、国及び他の地 方公共団体と連携し、市民、教育関係者及び事業者と 協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野 において積極的に男女平等参画の推進に努めるととも に、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努 めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女平等参画 の推進を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに 当たり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画 する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活にお ける活動と家庭生活における活動等とを両立すること ができる環境の整備に努めるものとする。
 - 2 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女平等参画の推進のため、市民、教育関係者及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、 男女平等参画社会の実現に努めるものとする。

(市民等との協働及び活動の推進)

第9条 市は、男女平等参画を推進する活動を促進するため、市民、教育関係者及び事業者との協働を図るとともに、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

- 第10条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。
 - 2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
 - 3 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
 - 4 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天 的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵 害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第11条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性 別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対す る暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性 的な表現を行わないように努めなければならない。 (せんなん男女平等参画プラン)

- 第12条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に 推進するため、せんなん男女平等参画プランを定めなけ ればならない。
 - 2 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定するに 当たり、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会 の意見を聴くとともに、市民、教育関係者及び事業者 の意見を反映させなければならない。
 - 3 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定したと きは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、せんなん男女平等参画プランの変更について準用する。
 - 5 市長は、毎年度、せんなん男女平等参画プランの実 施状況等を公表しなければならない。
 - 6 せんなん男女平等参画プランは、男女共同参画社会 基本法 (平成11年法律第78号) 第14条第3 項の規定に よる市町村男女共同参画計画とする。

(附属機関等における委員の構成)

第13条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずる ものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たって は、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分 の4未満にならないよう努めなければならない。

(施策の策定に当たっての配慮)

第14条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女平等参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女平等参画施策に反映させるものとする。

(苦情等及び相談の申出)

第17条 市民、教育関係者及び事業者は、市が実施する男 女平等参画施策及び男女平等参画の推進に影響を及ぼ すと認められる施策についての苦情、又は意見がある場 合は、市長に申出をすることができる。

- 2 市長は、前項の苦情の申出に対し、男女平等参画社 会の実現に資するように適切に対応し、処理するもの とする。
- 3 市長は、第1項の苦情を処理するに当たり必要があると認めるときは、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くことができるものとする。
- 4 市民は、男女平等参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。この場合において、市長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推 進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(拠点施設の整備)

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女平等参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(男女平等参画審議会)

- 第20条 本市に泉南市男女平等参画審議会(以下「審議会」 という。)を置く。
 - 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) せんなん男女平等参画プランに関し、第12条第2 項(同条第4項において準用する場合も含む。)に 規定する事項を処理すること。
 - (2) 第17条第1項の苦情の申出について、同条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。
 - (3) 前2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、 男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議す ること。
 - 3 前2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営 について必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定されている男女平等 参画社会の推進に関する計画であって、男女平等参画 行動計画に相当するものは、第12条(第4項及び第5 項を除く。)の規定により策定され、及び公表された ものとみなす。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。別表中「総合福祉センター運営協議会委員」の次に次のように加える。

泉南市男女平等参画審議会委員

日額7,500円

相談窓口一覧

相談窓口	内 容	電話番号
泉佐野保健所	医療機関・薬に関すること、仕事を続けるのが	462-7701
(企画調整課・薬事課・地域保健課)	つらい、生きているのがつらい、人に会うのが	
	つらい、依存症(お酒、ギャンブルなど)、闘	
	病の悩み	
教育委員会(教育相談室)	いじめ、不登校、進路の悩み、友人関係	483-3755
社会福祉協議会	心配事がある、医療費が払えない、賃金の不払	482-1027
(心配事相談・生活福祉資金貸付)	い、生活が苦しい	
市役所・保険年金課	医療費が払えない	483-3431
市役所・障害福祉課	各種障害者手帳の交付、障害福祉サービスの利	483-8252
	用	
市役所・長寿社会推進課	介護全般	483-8251
市役所・産業観光課	借金・多重債務、借金の取立て・返済方法・債	483-8191
(法律相談・労働相談)	務整理、賃金の不払い、不当解雇(リストラ)	
市役所・人権推進課(女性相談)	女性の悩み、夫・妻の不倫・浮気、嫁姑問題、	480-2855
	近所との人間関係、離婚に関する悩み、友人関	
	係(第1金曜日13時~16時、第2火曜日18時~21	
	時、第4金曜日10時~13時)	
市役所・人権推進課	家族、近所との人間関係(祝日を除く第1~4	482-0590
(女性電話相談)	木曜日10時~12時、13時~15時)	(相談専用電話)
市役所・生活福祉課	医療費が払えない、生活が苦しい	483-3473
市役所・生活福祉課	生活が苦しい、離婚前相談・離婚後相談	483-3472
(母子家庭・母子相談)		
泉南警察署	犯罪被害・事故にあった	471-1234
泉南市家庭児童相談室	子どもの障害	485-1586
	子育てでイライラする・子どもに手をあげてし	
	まう、虐待かもしれない、いじめ、不登校	
泉南市地域子育て支援センター	育児の疲れ	484-3371
ひだまり		
泉南市西信達子育て支援センター	育児の疲れ	485-1655
ぽかぽか		
泉南市信達地区子育て支援センター	育児の疲れ	483-4642
プチひまわり3rd		
泉南市新家地区子育て支援センター	育児の疲れ	484-0190
ココアンジュ新家		
泉南市消費生活センター	借金・多重債務、消費生活にかかる相談全般	447-8099

	11 -t 12 11 -t 111 .	
泉南市地域就労支援センター	仕事がない、進路の悩み	485–1401
泉南市ファミリーサポートセンター	育児の疲れ	483-9665
泉南市立保健センター	生活習慣に関すること、健康に関すること、闘	482-7615
(健康相談・発達相談)	病の悩み、子どもの障害	
地域包括支援センター 六尾の郷	介護、看護の疲れ	484-8668
地域包括支援センター	介護、看護の疲れ	485-2882
なでしこりんくう		
障害者相談支援事業所	障害のある人の悩み	483-9900
せんなん生活支援相談室		
障害者相談支援事業所	障害のある人の悩み	482-0114
せんなんピアセンター		
障害者相談支援事業所	障害のある人の悩み	485-1553
泉南フレンド		

[※]なお、各相談窓口の具体的な受付時間等については、各窓口へお問い合わせください。

第3次せんなん男女平等参画プラン

発行:2018 (平成30) 年3月

編集 泉南市総合政策部人権推進課

〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

TEL: 072-480-2855 (直通) FAX: 072-482-0075